平成２５年（フ）第１１２号
三重県津市久居射場町80番地　ハイツエクセルⅢ201号
債務者　鈴木　二郎
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１７号
三重県鈴鹿市寺家１丁目22番13号　市営住宅鼓ケ浦団地565号
債務者　河野　勝子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５０号
三重県名張市平尾3249番地１　ラーバンハイム212号
債務者　田村節子こと　金　　節子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第７８号
滋賀県近江八幡市円山町152番地
債務者　西村　勝美
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第８９号
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川706番地26　リバーサイドヴィラⅠ201号
債務者　武田　弥生
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１４８号
兵庫県伊丹市南野北１丁目１番２―28号
債務者　青島　　剛（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２４１号
兵庫県姫路市飾磨区構３丁目487番地１　ホワイトタウン206
債務者　高田こと　高田　晴子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２６６号
兵庫県姫路市東雲町１丁目11番地大川ビル１Ｆ
債務者　福本みよ子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２７９号
兵庫県高砂市米田町米田925番地の２　高砂アーバンコンフォート531号、従前の住所兵庫県三田市つつじが丘北１丁目６番地１
債務者　小林　勇次（旧姓阿野）
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１９３号
奈良県天理市布留町109　山岡荘２Ｆ北、住民票上の住所神戸市灘区六甲町２丁目１番28号
債務者　柏木　陽子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２１８号
奈良県大和郡山市稗田町476番地　県住５―302
債務者　山際　宏子（旧姓義金）
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４２１号
広島市佐伯区五日市中央３丁目９番57―７号
債務者　天野　　幸
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４６２号
広島市東区尾長東３丁目14番９号
債務者　宮田　和明
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５４６号
広島市西区三滝本町１丁目４番13―103号
債務者　桑原　里美
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５５０号
広島市中区千田町２丁目11番18―401号
債務者　西川　千明
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６１号
山口県下関市豊浦町大字川棚8346番地23
債務者　荒川　雪江
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
山口県下関市新地西町３番11号、前住所山口県下関市元町６番４号
債務者　松岡　幸雄
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係